

※料金の記載のないものは無料

**防災行政無線無料テレフォンサービス**

防災行政無線が聞き取れなかったとき…

Tel 0120-99-6907 (通話料無料)

**防災ラジオ申請はお済みですか？**

緊急地震速報など、防災情報がいち早く放送されます。申請は防災危機管理課まで。

☎防災危機管理課 Tel 23-7284

☎石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)

〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

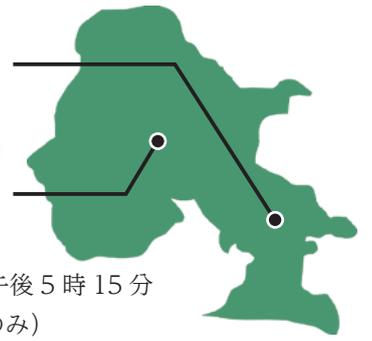
☎八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)

〒315-0195

石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：☎～☎ 午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時まで(一部業務のみ)



くらし・手続き

障がいがある児童を養育する人へ

養育する人へ

障がいがある児童を養育する人

特別児童扶養手当

▼20歳未満の障がい児の父母または養育者に対して手当を支給する制度

在宅心身障害児福祉手当

▼20歳未満の在宅心身障がい児を介護している保護者に手当を支給する制度

※障害児福祉手当と併給不可  
在宅で重度の障がいがある人

特別障害者手当

▼身体または精神に障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の障がい者に対して手当を支給する制度

障害児福祉手当

▼身体または精神に障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児に対して手当を支給する制度

※在宅心身障害児福祉手当と併給不可

支給要件や支給金額などの詳細は市ホームページからご確認ください▼

☎社会福祉課

Tel 23・5569



補装具に関する費用が補助されます

▼障がいによって失われた体の機能を補うための装具の購入・修理に関する費用の補助が受けられます。

令和3年度より筋電義手が支給基準に追加されました。補装具の種目は厚生労働省ホームページから確認できます▼



申請場所①☎社会福祉課

②☎市民窓口課

対象／市内に住所があり、身体障害者手帳などをお持ちの人(各補装具に応じた障害者手帳などが必要)

☎社会福祉課

Tel 23・5569

避難行動要支援者

名簿に登録を

▼市では、災害発生時や災害発生の恐れがある場合、避難する際に、助けや支援が必要な人の登録を呼びかけています。登録された名簿は、地域支援者、市関係者、自主防災組織、民生委員児童委員や社会福祉協議会、警備関係者などに提供します。

対象／※入院・入所者を除く

- ① 65歳以上の単身世帯
- ② 65歳以上のみの子世帯
- ③ 65歳以上で日中1人になってしまう人
- ④ 要介護認定3以上の人
- ⑤ 障害者手帳、養育手帳などを所持している人
- ⑥ 妊婦、乳児
- ⑦ 難病患者
- ⑧ その他避難に支援を必要とする人

登録方法／申請書を窓口へ持参または郵送により提出。

申請書は窓口、郵送もしくは市ホームページからダウンロード可▼

☎社会福祉課

Tel 23・5569



広告掲載欄

広告掲載欄

## くらし・手続き

### 高齢者等へのPCR検査

検査実施日(12月～3月)

石岡保健センター／12月13

日・令和4年1月17日・2

月14日・3月14日(日)

八郷保健センター／12月20

日・令和4年1月31日・2

月28日(日)・3月22日(日)

自己負担金／3000円

対象／

①65歳以上の人(検査実施日時点)

②基礎疾患を有する人(慢性閉塞性肺疾患・慢性腎臓病・

糖尿病・高血圧・心血管疾患)

③肥満(BMI30以上)の人

予約方法／検査実施日1週間

前までに電話で予約

予約電話番号／八郷保健セン

ター Tel.43・6655

(平日午前9時～午後5時)

※年末年始・祝日を除く

詳しくは市ホー

ムページから▼

☎高年齢福祉課

Tel.23・7326



## 事業者対象給付金

営業時間短縮要請等

関連事業者応援給付金

対象／市内に主たる事業所を

有する中小企業者等または

個人事業主で、県の「営業

時間短縮要請等関連事業者

一時支援金(第1弾～第3

弾)の支給を受けた人

※その他にも要件があります。

詳細は市ホーム

ページでご確認

ください▼

給付額／1事業者あたり20万

円※1事業者1回限り

受付期間／令和4年2月28日

頃まで

申請方法／郵送申請

☎商工課 Tel.23・5501

第2弾PayPayを

使って石岡でお買い物!

期間／令和4年1月5日(日)

31日(日)

付与率／利用金額の最大30%

付与上限／決済1回当たり

1000円相当、期間中は

1人1万円相当



利用方法や対象店舗などの

詳細は市ホーム

ページからご確

認ください▼

☎商工課 Tel.23・5501

### 償却資産(固定資産税)の

#### 申告をお願いします

▼令和4年1月1日現在で

償却資産を所有している

人は、1月31日頃までに、

申告する義務があります。

この申告に基づき令和4

年度の固定資産税(償却

資産)を算出しますので、

必ず申告してください。

申告が必要な人

・令和4年1月1日現在、市

内で事業を営んでいる個

人または法人

・令和4年1月1日現在、市

内で事業を営んではいな

いが、事業用の償却資産を

貸し付けている個人また

は法人

申告期限／令和4年1月31日

(日)(郵送の場合は必着)

申告方法／令和3年度に申告

をした人は、1年間の償却



資産の増減を申告してく

ださい。ただし、令和3年

度に電算申告をした人や、

事業を始めた人、新たに申

告する人は、1月1日に所

有しているすべての償却

資産を申告してください。

※昨年度に申告された人に

は、12月中旬頃に申告用紙

を郵送する予定です。新た

に申告する人や申告用紙

が届かない人は、ご連絡く

ださい。

☎本務課 Tel.23・7295

### 家屋を取り壊したら

#### ご連絡を

▼固定資産税は、1月1日時

点で土地・家屋を所有して

いる人に課税されます。年

内に家屋(居宅・店舗など)

の取り壊しの確認ができ

ないと次の年度も課税さ

れてしまいます。家屋を取

り壊した場合や家屋の用

途を変更した場合は、お早

めにご連絡ください。

☎本務課 Tel.23・7295

## 広告掲載欄